

令和7年11月4日

復興庁

令和7年度復興庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和7年度上半期に行った復興庁調達改善計画の取組のうち、主なものは以下のとおり。

1. 随意契約の見直し

- ・オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページ等に公示することにより3件実施した。

複数業者による見積書の提出：3件／3件（100%）

2. 調達改善に向けた審査・管理の充実

- ・今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった事業者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。
- ・前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について対面で事前審査を行った。

事前審査件数：9件

複数の応札者が確保された案件：6件／9件（66.7%）

- ・一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。
- ・前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果（状況）の報告を行った。
- ・一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。

3. 地方支分部局等における取組の推進

(本庁)

- ・福島復興局の委託事業担当者と随時意見交換を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った（会計監査は下半期に実施予定）。

(福島復興局)

- ・本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全76件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。

4. 調達事務のデジタル化の推進

- ・物品・役務等の調達のうち、一般競争入札案件において、政府電子調達システムを18件活用した。

一般競争入札案件18件のうち、18件（100％）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。

- ・電子入札率

（電子応札案件数／電子入札案件数）：13件／18件（72.2％）

- ・政府電子調達システムを活用して電子契約を1件実施した。

5. 競争参加者増大のための取組

- ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、入札説明会を開催したことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
- ・原則として入札説明書等の交付を政府電子調達システムによるオンライン配布として、要望があれば電子メールによる交付も行った。その結果、資料の受領者が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

6. 競争性のない随意契約への対応

- ・新たに競争性のない随意契約となる案件は、上半期において該当がなかったが、引き続き競争性のある契約方式に移行出来ないか検討する。

7. 汎用的な物品・役務の調達

- ・合計２３件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。

8. 職員のスキルアップ

- ・他組織が主催する会計に係る研修に参加（本庁２名、地方機関４名）したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解が深まった。

9. 総合評価、企画競争の効果的な活用

- ・総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは１００％であった。

総合評価： ８件／ ８件（１００％）

企画競争： １０件／ １０件（１００％）

10. 調達改善に資する情報共有

- ・内閣官房行政改革推進本部がとりまとめている一者応札の改善に向けた取組等について、職員用掲示板に掲載することにより職員に対して調達改善に資する情報共有を図った。

令和7年度の調達改善計画								令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				定量的	定性的		
○		随意契約の見直し	少額随意契約案件の対応として、引き続きオープンカウンター方式を積極的に活用し、公平性、透明性、競争性の確保に努める。	オープンカウンターを推進することにより、公平性、透明性、競争性が確保がされと考えられるため。	A	H28	備品及び定期的に購入する消耗品については、引き続き全てオープンカウンター方式により調達する。	R8年3月まで	R7年4月～ R7年9月	オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページ等に公示することにより3件実施した。	A	複数事業者による見積書の提出 3件／3件(100%)	前年度に引き続き、ホームページ等に公示し調達情報が得やすくすることにより、公平性、透明性、競争性が図られた。	年度により、購入品目、予定数量及び配送コストが異なるため、単純比較が難しく、コスト削減効果の検証が難しい。	引き続き重点的な取組とし、新規事業者の参入機会を増加させるように努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	①一者応札となった場合には、事後において仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対しヒアリング等を実施することにより、原因を調査し改善策を検討する。 ②前年度に一者応札となった調達案件については、会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において、チェックリストの活用等により、調達内容、資格要件等の改善策について事前審査を行う。 ③外部委員により構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件を優先的に抽出し審議を行う。 ④入札等監視委員会で審議された一者応札の案件については、改善策の結果について、その後の同委員会において報告する。 ⑤一者応札となった個別案件及びその要因・改善策について集約し、調達担当者に情報共有を図る。		A	H25	一者応札になった案件を審査又は審議することにより、特に役務契約については、履行体制を整えるための準備期間の確保ができるよう、公告日及び開札日を早める等、次回以降の入札において改善できるよう取り組む。	R8年3月まで	R7年4月～ R7年9月	①今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった事業者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。 ②前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について対面で事前審査を行った。事前審査件数:9件 ③一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。 ④前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果(状況)の報告を行った。 ⑤一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。	A	入札・契約手続審査委員会において事前審査した案件のうち、複数の応札者が確保され、改善が図られた。 複数の応札者が確保された案件 6件／9件(66.7%)	一者応札となった案件については、公告期間の延長や、仕様書の中で入札参加を妨げている要件があれば緩和等の見直しを行い競争性の確保が図られた。	改善されなかった一者応札案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高いなどの理由で、直ちに改善につながらない面があるが、改善された案件を分析すると、応募要件の緩和や事業内容の見直しの取組が有効であったことから、今後も継続して実行していく。	一者応札の改善のため、原因の調査、事前審査、事後審査を引き続き実施していく。
○		地方支分部局等における取組の推進	本庁から福島復興局に対し、調達改善計画の自己評価結果等の情報共有を図る。 福島復興局は委託先に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ調達改善の重要性についての理解を図る。 ※調達業務を行っている地方支分部局等は福島復興局のみ	本庁及び福島復興局委託事業担当者との間で、公共調達の適正化、調達改善の取組について、随時意見交換を行うことによって、適切な調達ができると考えられるため。	A	H29	・本庁は、福島復興局に対して調達改善の重要性についての指導を行う。 ・福島復興局は、各市町村等の条例等に配慮しつつ、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図る。	R8年3月まで	R7年4月～ R7年9月	(本庁) 福島復興局の委託事業担当者と随時意見交換を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った(会計監査は下半期に実施予定)。 (福島復興局) 本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全76件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。	A	-	市町村等と事業者との契約において、法令に基づき適正な調達が行われたことが確認できた。	委託先である市町村等に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ、調達改善の重要性についての理解を得られるよう、復興庁が行う調達改善の取組を今後も継続的に情報提供する。	引き続き重点的な取組とし、市町村等の契約において適正な調達が行われるように情報発信に努める。
	○	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一般競争入札等の調達事務手続きにおいて、政府電子調達システムを活用する。		A	R5	・電子入札率が前年度を上回るとともに、政府目標(※2)80%になるように取り組む(令和6年度における電子入札率は59%)。 ・電子契約案件数が前年度を上回るとともに、電子契約率が政府目標(※2)50%になるように取り組む。(令和6年度における電子契約案件数は5件、電子契約率は25%) (※2)令和6年度末時点の政府目標	R8年3月まで	R7年4月～ R7年9月	物品・役務等の調達のうち、一般競争入札案件において、政府電子調達システムを18件活用した。	A	一般競争入札案件18件のうち、18件(100%)を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 ・電子入札率 (電子応札案件数／電子入札案件数) 13件／18件(72.2%) ・政府電子調達システムを活用して電子契約を1件実施した。	政府電子調達システムを活用することにより、調達事務の効率化や事業者の負担軽減が図られた。	電子入札率向上のため、事業者に対する利用促進の働きかけが必要である。	引き続き共通的な取組とし、電子入札率が80%になるように努める。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、府庁省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
競争参加者増大のための取組 ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な事業内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。	継続	-	・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、入札説明会を開催したことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。 ・原則として入札説明書等の交付を政府電子調達システムによるオンライン配布として、要望があれば電子メールによる交付も行った。その結果、資料の受領者が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
競争性のない随意契約への対応 ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。	継続	-	新たに競争性のない随意契約となる案件は、上半期において該当がなかったが、引き続き競争性のある契約方式に移行出来ないか検討する。
汎用的な物品・役務の調達 ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。	継続	-	合計23件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。
職員のスキルアップ ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、他組織が主催する会計に係る研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。	継続	-	他組織が主催する会計に係る研修に参加(本庁2名、地方機関4名)したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解が深まった。
総合評価、企画競争の効果的な活用 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。	継続	総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは100%であった。 総合評価: 8件／8件(100%) 企画競争: 10件／10件(100%)	-
調達改善に資する情報共有 ・契約手続きを中心に、職員用掲示板を活用して職員へ周知しているが、一者応札の改善に向けた取組等についても、同様に掲載させることにより更なる情報共有を図る。	継続	-	内閣官房行政改革推進本部がとりまとめている一者応札の改善に向けた取組等について、職員用掲示板に掲載することにより職員に対して調達改善に資する情報共有を図った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 阿部 博友 名古屋商科大学ビジネススクール教授 】 意見聴取日【10月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者入札を回避し競争性を高める為に、入札・契約手続審査委員会において慎重な事前審査が尽くされた結果66.7%の改善が図られた点を評価する。今後も、事業内容の特殊性や専門性にかかわらず、複数社の入札を確保するため応募要件の緩和や事業内容の見直しなど、入札・契約手続審査委員会の活発な審議を継続されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、競争性の確保した調達になるよう調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○地方支部局等における取組の推進	○公共調達の透明性・公平性・効率性の確保は地方支部局等においても重要な課題である。地方支部局ごとに公共調達の契約様式や運用が異なる傾向があるため、復興庁は、引き続き、福島復興局と意見交換を継続し、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図ると共に、適正な調達に向けた助言を期待したい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、福島復興局と密に連携を取り、適正な調達が行われるように取り組んでまいりたい。
○総合評価、企画競争の効果的な活用	○「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、女性活躍を推進する目的をもって、ワーク・ライフバランス等推進企業を公共調達で加点評価する仕組みを導入(100%)した点は評価できる。しかし、中小企業にとっては、厳格な認定要件、申請手続きの煩雑さ、そして業務負担やコスト増の課題などに起因して、ワーク・バランス導入の認定取得が困難な状況も懸念されるため、個別の入札審査における加点配分については慎重かつ柔軟な対応を期待する。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き競争性・透明性の確保及び中小企業の実態に配慮しつつ、ワークライフバランス等推進企業を評価する流れを踏まえた適切な調達手続きが行えるよう取り組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 樫谷 隆夫 公認会計士・税理士 】 意見聴取日【10月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○・調達改善に向けた審査・管理の充実	○入札予定案件の事前公表、入札説明会の実施、入札公告開始日に前倒し及び事業者ヒアリングをした結果を踏まえた仕様書の変更により、事前審査した案件9件の内、6件が確保されたことは高く評価できる。 これからも工夫を重ね、仕様書の変更などを通じて複数の入札者による入札が行われるように努めてもらいたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、競争性の確保した調達になるよう調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○その他の取組み・・・職員のスキルアップ	○他組織が主催する会計に係る研修に会計担当職員の異動者を中心に参加させ、職員のスキルアップを図ったことは評価する。 他の組織の研修に参加することは、調達改善の理解を深めたり、他の組織の職員等との情報交換の機会を得るだけでなく、モチベーションの向上にもつながり今後も継続的に取組んでもらいたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き職員の調達実務のスキルアップを図ってまいりたい。
○その他の取組み・・・汎用的な物品・役務の調達	○汎用的な物品等の調達に関して、内閣府等との共同調達を積極的に進めることは契約単価に引き下げや擁立的な予算の執行を図るだけではなく事務の合理化、省力化も可能になり、さらに積極的な取り組みを期待する。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き共同調達を活用することにより、競争性・透明性を確保しつつコスト削減に努めてまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 吉村 典久 亜細亜大学経済学部教授 】 意見聴取日【 10月28日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○復興庁において競争性のない入札・契約手続審査委員会等による審査を通じ、前年度9件の一者応札について6件の改善が見られた点は大いに評価することができる。入札・契約手続審査委員会の体制を強化し、業務内容の見直しや、入札要件及び仕様書等の審査、並びに公告時期の変更等の取組をさらに集中的に行うことを期待したい。特に、前記委員会等の審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のため有効であったかどうかを検証することも重要である。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、競争性の確保した調達になるよう調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○地方支部局等における取組の推進	○一者応札案件の改善のため、たとえば本庁が策定した統一した様式でその要因分析を行うというように、すべての地方支部局等で統一的な作業マニュアルにしたがった取組を実施し、その結果を本庁において集約するなどして本庁指揮の下に情報共有とむらのない担当職員の能力向上を図る必要がある。地方支分部局等における共同調達等も検討するべき価値がある。	○ご意見の趣旨を踏まえ、地方支部局等と密に連携を取り、適正な調達が行われるように取り組んでまいりたい。
○調達事務のデジタル化の推進等	○復興庁における政府電子調達システムの利用は着実に促進されていると認められる。さらなる政府電子調達システムの利用促進による効率化を図るため、システム利用者向けのマニュアル作成や研修の実施などを通じて、復興庁及び取引相手方の意識改革や技術上の問題克服の取組を進めるべきである。また、デジタル化の別の側面において、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用した低価格による調達、あるいはクレジットカード決済を活用するなどの取組による効率化を検討する余地もあろう。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き政府電子調達システムの利用促進については、引き続き取り組みの目標を達成するための課題解決に努めてまいりたい。 また、デジタル化の動向を踏まえた効率的な取り組みを検討してまいりたい。